海、そして山に学び未来を創る実行委員会　会則(案)

(名称)

第1条　この会は、「海、そして山に学び未来を創る実行委員会」と、称する。

(目的)

第2条　この会の目的は、次のとおりとする。

被災地の中でも、壊滅的な被害のあった陸前高田だからこそ、伝え、世界へ発信していかなければならない役割があると考えます。それは「生命（いのち）の大切さ」を問い続け、世界に発信し続けていくことです。また、自然災害を与えた海を恨まず、豊かな海や山を未来に残すため、次世代を担う子供たちや若者を対象に、海や山に親しみ、その素晴らしさを知り、大切にする心を育てる運動を推進することです。

日本は、海や山に囲まれた国です。この国の文化は、海や山から生まれました。地方が疲弊していく中、生き残ることは至難の業かもしれませんが、これからのこの国や世界を考える時、そこには重要な視点が数多く含まれています。

それらを、海の地域と山の地域が交流することにより、明らかにしていくことが本実行委員会の役割だと考えています

(事業)

第3条　前条の目的を達するため次の事業を行う。

（１）学習会および研究会・シンポジウム等の開催

（２）目的を推進するための、後援会・講習会等の開催

（３）関係多職種間での連携を図ること、推進のためのネットワークづくり

（４）その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条　会員は、この会の趣旨に賛同した海並びに山の関連、研究、保健・医療・福祉・教育関係者をはじめ多職種、多世代の団体、個人とする。

(役員及び任期)

第5条　この会に次の役員を置くものとし、その任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

(1)委員長１名

(２)役員若干名

(３)監事２名

２　委員長は、総会において選出し、役員並び監事は、委員長が指名する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　役員は、本会の運営を行う。

５　監事は、本会計の監査をする。

６　補欠により専任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条　総会は委員長が招集するものとし、毎年１回開催する。また必要により臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第7条　役員会は、委員長、役員、監事をもって構成し、会の運営などについて協議する。欠席の場合は代理出席を認める。

(特別委嘱職員)

第8条　この会は、第3条の事業を行うにあたり、特別委嘱職員を置くことができる。

(会計)

第9条　この会の運営は、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第10条　この会の会計年度は、毎年の４月１日より翌年の３月３１日までとする。

２　初年度は、総会開催日から３月３１日までとする。

(事務局)

第11条　この会の事務局は、「海、そして山に学び未来を創る実行委員会」陸前高田市高田町字山苗代１－４８に置く。

(附則)

この会の会則改廃は総会において行うものとする。

２この会の会則は、平成30年1月　１４日より適用する。